

水道行政の動向について

近畿地方整備局河川部
上下水道調整官
伴 善友

- 水道行政における最近の出来事
- 水道の基盤強化に向けて
- 近畿地方整備局からの情報提供

水道行政における最近の出来事

年	月	出来事
令和6年	1月	能登半島地震
	4月	水道整備・管理行政 移管
	9月	上下水道耐震化計画 策定通知
	11月	奈良県広域水道企業団 設立 第1回上下水道政策の基本的なあり方検討会 開催
	12月	PFOS・PFOA 水質基準に格上げの方針
令和7年	1月	八潮市交差点道路陥没事故
	2月	災害対策基本法等の一部を改正する法律案 閣議決定
	3月	下水道管路全国特別重点調査 要請 日水協「緊急時対応の手引き」改定
	4月	大阪広域水道企業団 新たに5団体が統合 阪神水道企業団 明石市に供給開始 京都市下京区の国道1号線で漏水事故
	5月	鋳鉄管の緊急調査実施 要請

水道の基盤強化に向けて

現状と課題

① 老朽化の進行

- ・ 高度経済成長期に整備された施設が老朽化。年間約 2 万件の漏水・破損事故が発生
- ・ 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中（R4 年度23.6%）

② 耐震化の遅れ

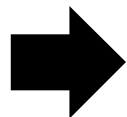
- ・ 基幹管路の耐震適合率は約 4 割に留まっている
- ・ 大規模災害時には断水が長期化するリスク

③ 多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱

- ・ 水道事業は主に市町村単位で経営されており、多くの事業が小規模で経営基盤が脆弱
- ・ 小規模な水道事業は職員数も少なく、適切な資産管理や危機管理対応に支障
- ・ 人口減少社会を迎え、経営状況が悪化する中で、水道サービスを継続できないおそれ

④ 計画的な更新のための備えが不足

- ・ 約 2 分の 1 の水道事業者において、給水原価が供給単価を上回っている（原価割れ）
- ・ 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い



これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが必要

水道法第5条の2第1項に基づき定める水道の基盤を強化するための基本的な方針であり、**今後の水道事業及び水道用水供給事業の目指すべき方向性を示すもの**（令和元年9月30日厚生労働大臣告示）。

第1 水道の基盤の強化に関する基本的事項

水道事業の現状と課題



水道の基盤強化に向けた基本的考え方



①適切な資産管理

収支の見通しの作成及び公表を通じ、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。



②広域連携

人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業者間の連携を推進する。



③官民連携

民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

関係者の責務及び役割

国：水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策の策定、推進及び水道事業者等への技術的・財政的な援助、指導・監督を行う。

水道事業者等：事業を適正かつ能率的に運営し、その事業の基盤を強化する。将来像を明らかにし、住民等に情報提供する。

都道府県：広域連携の推進役として水道事業者間の調整を行う。水道基盤強化計画を策定し、実施する。水道事業者等への指導・監督を行う。

民間事業者：必要な技術者・技能者の確保、育成等を含めて水道事業者等と連携し、水道事業等の基盤強化を支援していく。

市町村：地域の実情に応じて区域内の水道事業者等の連携等の施策を策定し、実施する。

住民等：施設更新等のための財源確保の必要性を理解し、水道は地域における共有財産であり、自らも経営に参画しているとの認識で関わる。

第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項

第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項

第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項

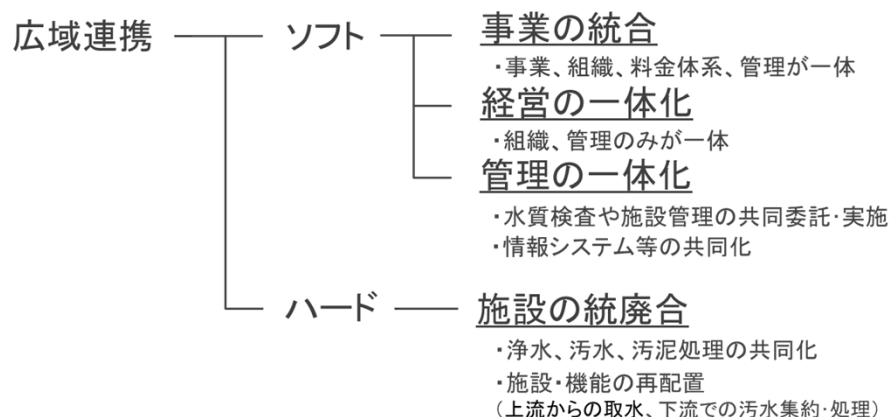
第5 水道事業者等との間の連携等の推進に関する事項

第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項

- 人口減少による料金・使用料収入の減少、職員数の減少による管理体制の脆弱化等に対応するため、民間ノウハウや活力を活用した官民連携や広域化の推進が課題
- 水道事業ではすべての都道府県において、水道広域化推進プランを策定済（全国で234圏域）
- 策定した広域化推進プランの実施を推進するため、国土交通省としては、モデル地域等における検討支援、事例集を水平展開するとともに、広域化に係る施設整備等に対する財政支援措置を実施

広域連携形態について

- 小規模で経営基盤が脆弱な事業者が多いことから、施設や経営の効率化・基盤強化を図る広域連携の推進が重要である。
- 経営の安定化やサービス水準等の格差是正、人材・資金・施設の経営資源の効率的な活用、災害・事故等の緊急時対応力強化等の大きな効果が期待される。
- 特に市町村の区域を越えた広域連携を推進していく。



広域連携の事例

広域連携前	■ 事業体等：1県8市8町1事務組合 ■ 基本方針：広域水道施設の整備、経年施設の更新整備
事業統合 （垂直・水平統合） 平成30年4月	■ 浄水場、管路の統廃合を計画、連絡管や統合浄水場整備など230億円予定（浄水場数：71→38） ■ 将来の更新費用や経常管理費用の削減 ■ IoTによる集中監視、AIによる水量計算 ■ 事業統合後10年間は旧事業体ごとの区分経理を維持し、事業統合後10年間経過を目途に県下全域で水道料金を統一



奈良県広域水道企業団が11月に設立

- 奈良県では、近年水道事業を取り巻く課題に対して、市町村単独ではなく連携して広域で対処し、安全で安心な水道水を将来にわたって持続的に供給することを目的に、県域水道一体化に取り組んできた。
- 令和6年11月1日付で総務大臣より奈良県広域水道企業団の設立が許可され、同日、設立したところ。
- 企業団の設立を記念し、令和6年12月1日（日）に設立式が開催され、来賓・地元関係者等 約60名が参加。

企業団の概要



- 構成団体：奈良県、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町
- 奈良県、10市、15町、明日香村の27団体で構成、約91万人の住民が対象の水道事業を創設



設立式の概要

- 日 時：令和6年12月1日（日）14:30～15:30
- 会 場：ホテルリガーレ春日野
- 主 催：奈良県



水道水で乾杯

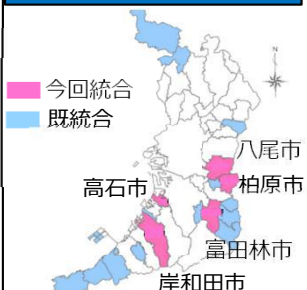


27構成団体での記念撮影

大阪広域水道企業団 水道センター開所式(4月1日)

- 大阪広域水道企業団は、将来にわたり安全・安心な水道水を安定的に届けるため、府域の水道事業の効率化や運営基盤の強化につながる「広域化」を推進し、企業団を核とした「府域一水道」をめざしている。
- 令和7年4月1日から、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市の水道事業を企業団が引き継ぐこととなり、新たに5団体の水道センターを開所することを祈念して開所式が開催された。

企業団の概要



■大阪府水道部から水道用水供給事業を承継

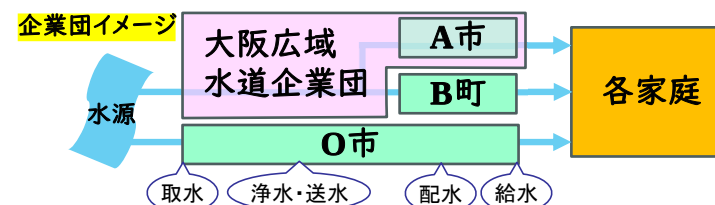
大阪府内の42市町村に水道用水を供給

■平成29年から市町村の水道事業との統合開始

広域化による水道事業の効率化や運営基盤の強化

■これまでに府内の14団体と統合

今回の統合で**19団体**の水道事業を担う



開所式の概要

- 日 時: 令和7年4月1日(火) 15:00~15:35
- 会 場: プリムローズ大阪 2階 鳳凰
- 主 催: 大阪広域水道企業団



- PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)で新たに「ウォーターPPP」を位置づけ取組を推進
- 「ウォーターPPP」は、水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業(コンセッション方式)に加え、コンセッション方式に段階的に移行するための官民連携方式として、新たに「管理・更新一体マネジメント方式」を含めたもの

■ ウォーターPPPの概要

ウォーターPPP		
公共施設等運営事業(コンセッション方式) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5]	新設
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)	短期契約(3~5年程度)
性能発注	性能発注	仕様発注・性能発注
維持管理	維持管理	維持管理
修繕	修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事 【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)	水道:1,400施設 下水道:552施設 工業用水道:19件
運営権(抵当権設定)		
利用料金直接収受		

■ PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）におけるウォーターPPPの目標

分野名	事業件数 10年ターゲット ※1	R5年度 具体化件数	R6年度具体化 件数(累積) ※2	早期に具体化が見込 まれる件数(累積) ※2
水道	100件	5件	6件	約25件
下水道	100件	3件	10件	約40件
工業用水道	25件	3件	8件	約10件

※1 PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）で令和13年度までに狙うこととされている件数

※2 件数は、今後の状況に応じて変更がありうる

上下水道一体のウォーターPPP推進に向けた取組

● ガイドライン等の整備

- ・「水道事業における官民連携に関する手引き」(R6.3 改訂)、「下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.0版」(R6.3 策定)に、今後、上下水道一体ならではの効果・メリット、導入検討上のポイント・留意点、契約書等のひな形等を追記予定

● 官民連携推進協議会とPPP/PFI検討会の合同開催

- ・これまで別個開催していた協議会(水道)と検討会(下水道)を初めて合同開催し、水道と下水道、官と民が一堂に会する「場」を創出することで、上下水道一体のウォーターPPP推進の機運を醸成

● ウォーターPPP導入検討費補助

- ・R5補正から国費による定額支援制度を創設し、ウォーターPPPを導入しようとする地方公共団体の検討費用を補助
(コンセッション方式、他地方公共団体連携(広域・共同)のほか、上下水道一体等の他分野連携について、上限額等のインセンティブを設定)

導入可能性調査 (FS)	コンセッション 方式	レベル3.5			
		他分野連携+ 他地方公共 団体連携	他分野連携 (特に上下水道 一体)	他地方 公共団体連携 (広域・共同)	下水道もしくは 水道分野のみ
導入可能性調査 (FS)	○	○	○	○	○
資産評価 (デューデリジェンス、D0)	○	○	○	○	○
実施方針・ 公募資料作成	○	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	○	×

*上下水道合わせて上限4千万円の範囲内で、水道・下水道が同額を負担

● 社会資本整備総合交付金等

- ・令和6年度から、上下水道一体でのウォーターPPP内の改築等整備費用に対し、国費支援の重点配分を実施

共通する事業・経営の課題

① 職員数減少 「ヒト」		上下水道職員の不足 技術力の不足、継承困難
② 施設老朽化 「モノ」		上下水道施設の更新需要増加 ストック増による維持管理費増加
③ 収入減少 「カネ」		水道料金・下水道使用料収入の 減少

今後さらに
加速

職員不足の補完、民間の経営ノウハウや創意工夫等による事業の効率化、経営改善が必要

期待しうる効果・メリット

- ▶ 水道分野と下水道分野が連携したウォーターPPPとすることで、例えば、次のような効果・メリット等を期待しうると考えられる。

事業規模拡大による民間の参画や創意工夫の促進

運転監視、保守点検等の共通化による費用の縮減

薬品等の一括購入による費用の縮減

お客さま窓口の一元化による住民等の利便性向上

上下水道一体のウォーターPPP推進に向けた支援

- ▶ **ウォーターPPP導入検討費補助**
コンセッション方式、他地方公共団体連携(広域・共同)のほか、他分野連携(上下水道一体等)に、上限額等のインセンティブを設定
- ▶ **社会資本整備総合交付金等**
上下水道一体のウォーターPPP内の改築等整備費用に重点配分

参考となる先行事例

- ▶ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業
(みやぎ型管理運営方式)
令和4年4月から事業開始(20年間)
【コンセッション方式】
- ▶ 守谷市上下水道施設管理等包括業務委託
令和5年4月から事業開始(10年間)
【レベル3.5】

上下水道分野の連携可能性を模索いただき、上下水道部局での協働の機運を醸成ください！

近畿地方整備局からの情報提供

- 施設の老朽化や、管理に精通した熟練職員の減少などが進む中、デジタル技術を活用し、メンテナンスの効率を向上させる「上下水道DX」の推進が重要。
- メンテナンスの効率化を抜本的に向上させることが可能となる上下水道DX技術のカatalogを令和7年3月に公表し、今後3年程度での標準装備を推進。

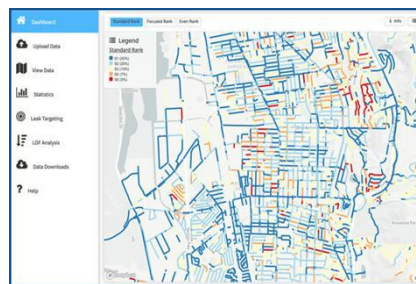
人工衛星データを用いた漏水検知

- 人工衛星による水道水の反射波データをAIで解析し漏水区域を特定



AIを活用した管路劣化診断

- 管路情報&環境ビッグデータ×AIにより管路1本ごとの劣化状況を可視化



現状

- ・ 設置年、材質等に基づく管路更新 → LCC増大
- ・ 漏水発生時に修繕対応 → 事後保全

AI診断

- ・ 破損確率予測に基づく管路更新 → LCC低減
- ・ 漏水発生前に管路更新 → 予防保全

スマート水道メーターの活用

- スマート水道メーターとは、遠隔で検針値等の水量データが取得可能な水道メーターのことをいう。
- 指定された時間間隔又は一定水量の使用ごとにデータ送信が可能であり、データセンター側と双方向通信が可能なものもある。



- IoT、AIなどを活用することにより、検針業務の省力化や漏水箇所の早期発見、施設規模の最適化、データの見える化など、さまざまな効果が期待できる。



出典) 公益財団法人水道技術研究センター

デジタル行財政改革会議(第9回)における石破総理ご発言(抄)

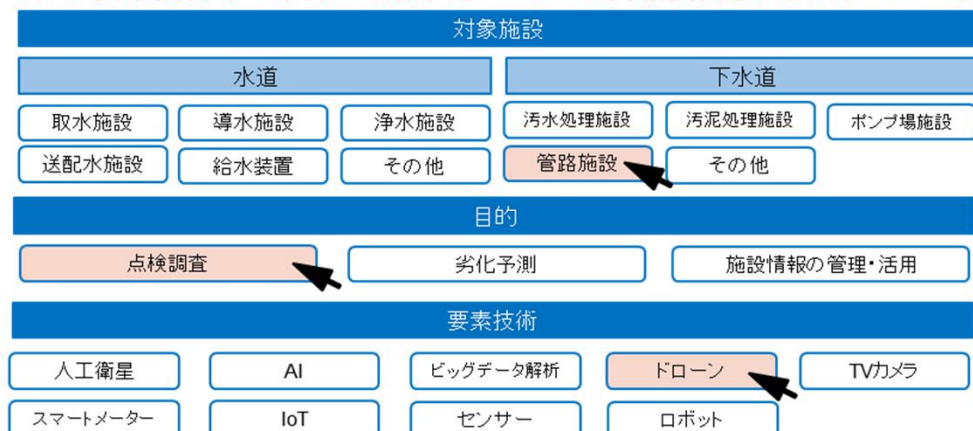
- インフラにつきましては、1月28日、埼玉県で重大事故がございました。上下水道インフラの老朽化に対応し、自治体による事業運営を持続可能なものとするよう、これを急務として取り組んでいただきたいと存じます。
- 中野大臣、村上大臣は、人工衛星データやドローンなどを用いた漏水検知、地中の管路内部の点検等のDX技術について、今後5年程度で全国で実装するという目標を大幅に前倒しし、**できる自治体から速やかに実装を進め、3年程度で全国で標準実装できるよう取り組んでください。**
- あわせて、地方自治体におけるインフラ全般の維持につきましても、目視などに頼りがちな現場業務をデジタルの活用により、正確性を増し安全性を確保しながら、現場負担を軽減できるよう、ルールの見直しなどを自治体に働きかけてください。

参考：会議当日の様子(出典：首相官邸HP)



- **上下水道施設のメンテナンスの高度化・効率化**に資する「点検調査」、「劣化予測」、「施設情報の管理・活用」等に活用できるDX技術(計119技術※)を掲載(R7.3.28 国土交通省HPで公開)
- ※ 水道:73技術、下水道:91技術 (水道・下水道どちらにも活用できる技術があるため合計は一致しない)
- 今後も定期的にカタログに掲載する技術を追加し、内容を充実
- カタログを活用し、全国の上下水道において、**今後3年程度でDX技術を標準実装**できるよう取組を実施

目的・要素技術等の条件から効率的にカタログ掲載技術を引き出すことが可能



希望する条件を選択して検索
 ※検索条件例
 ・下水道管路施設
 ・点検調査
 ・ドローン

検索結果 6件	
技術名	技術の保有者
〇〇技術	〇〇(株)
〇〇技術	(株)〇〇
⋮	⋮
個別の技術情報へ	

ドローンによる管路内の調査技術

- ・人では進入困難な狭小空間でも安定飛行が可能
- ・硫化水素が滞留するような現場でも安全な場所から点検調査が可能



下水道管路の「全国特別重点調査」に活用できる技術も掲載

打音調査(衝撃弾性波法)による管路の健全度評価技術

- ・管に軽い衝撃を与えることにより発生する振動を加速度センサ等により計測
- ・管路の健全度や安全度を定量的に評価



地中レーダによる空洞調査技術

- ・地中レーダを用い、覆工厚さや背面空洞を連続的に調査可能



利用者が知りたい技術情報を掲載

導入自治体からのコメント

思っていた以上に映像が鮮明。通常はこれだけ隅々まで見るのは難しい。従来気づくことのできなかった設備の不具合などの早期修繕に効果を発揮

コスト

約2,800円/m(TVカメラ調査、衝撃弾性波検査等)
 ※ 試算条件: 管路延長1,000m(管径Φ250mm)

導入実績

R5末時点で東京都水道局の水路トンネルなど900件以上の実績

水道施設整備費補助金等の概要

1 事業の目的

水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、その事業に要する経費のうち一部を補助（交付）することにより、国民生活を支えるライフラインである水道について、水道施設の耐災害性強化及び水道事業の広域化を図るとともに、安全で良質な給水を確保するための施設整備等を進める。

2 事業の概要

水道施設整備費（個別補助）

令和6年度当初予算	170億円
令和7年度当初予算	202億円

【概要】水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、安全で質の高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

- 簡易水道等施設整備費補助 ・ 布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の施設整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助
 - ・ ダム等の水道水源施設整備事業
 - ・ 水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業
 - ・ 水道システムの「急所」となる施設の耐震化を計画的・集中的に支援するための水道基幹施設耐震化事業
 - ・ 早期に給水機能を確保するために整備する可搬式浄水施設・設備の費用を支援するための水道広域的災害対応支援事業

防災・安全交付金

令和6年度当初予算	8,707億円の内数
令和6年度補正予算	3,506億円の内数
令和7年度当初予算	8,470億円の内数

【概要】地方公共団体が作成する「社会資本総合整備計画」に基づく事業の実施に要する経費に対して交付金を交付する。

【主な事業】

- 水道総合地震対策事業 ・ 災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う配水池等の整備や浄水施設等の基幹水道構造物の耐震化等
・ 導水管・送水管、重要施設に接続する配水管の耐震化、導水管・送水管の複線化等
- ※基幹事業として行う水道管路の耐震化と一体性を有する場合は、重要施設の給水管の耐震化を効果促進事業（間接補助）として実施が可能。
- 水道事業運営基盤強化推進事業 ・ 水道事業の広域化（事業統合または経営の一体化）に必要な施設整備等

上下水道一体効率化・基盤強化推進事業費（個別補助）

令和6年度当初予算	30億円
令和6年度補正予算	12億円
令和7年度当初予算	36億円

【概要】上下水道一体での効率化・基盤強化の取組を強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現するための事業に要する費用の一部を補助する。

【主な事業】

- 上下水道施設再編推進事業 ・ 流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するための計画策定事業
- 上下水道施設耐震化推進事業 ・ 上下水道が連携した耐震化を推進するための計画策定事業
- 官民連携等基盤強化推進事業 ・ ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討事業
- 上下水道DX推進事業 ・ DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入事業

3 実施主体等

○実施主体：地方公共団体が経営する水道事業者 等 ○補助（交付）先：地方公共団体 ○補助率：1／4、1／3、4／10 等

国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領

「国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領」 (令和6年6月27日改訂)

「水道施設整備事業の新規事業採択時評価実施要領細目」 (令和6年6月27日策定)

「水道施設整備事業の再評価実施要領細目」 (令和6年6月27日策定)

「水道施設整備事業の事後評価実施要領細目」 (令和6年6月27日策定)

「水道事業の費用対効果分析マニュアル」 (平成19年7月策定、平成23年7月改訂、平成29年3月改訂)

に基づき、適切に評価を実施

対象事業

- ・国庫補助事業が対象
- ・水道に係る以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く十億円以上の費用を要することが見込まれる事業とする。）
 - (1) 独立行政法人等施行事業
 - (2) (2) 補助事業

事前評価

- ・事業の採択前の段階において実施

再評価

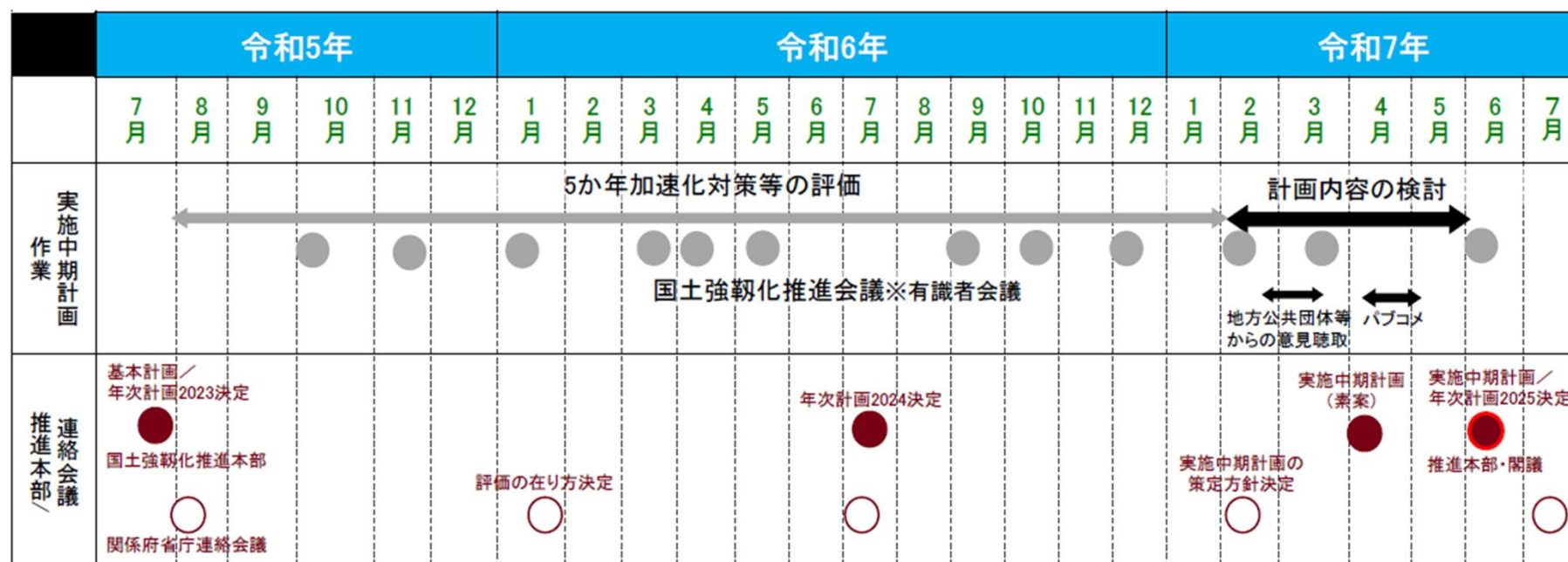
- ・事業採択後5年を経過して未着手、10年を経過して継続中、10年経過以降は原則5年経過して継続中の事業を対象に実施
 - ・社会経済情勢の急激な変化等※により事業の見直しの必要が生じた場合は、適宜実施
- ※評価対象事業に密に関係する上位計画や関連する計画の変更、少子高齢化に伴う人口減少や生活様式の変化による水需要の変化、評価対象事業の事業費の大幅な増加や工期の大幅な延長など

事後評価

- ・実施主体により事後評価が行われることを期待

※社会資本整備総合交付金による事業は「社会資本整備総合交付金交付要綱」等に基づき、適切に評価を実施

1. 国土強靱化については、これまで3か年緊急対策(H30～R2)や5か年加速化対策(R3～R7)等により取組を推進。
2. **国土強靱化実施中期計画**は、改正国土強靱化基本法(令和5年6月16日公布・施行)に基づき、国土強靱化基本計画(令和5年7月28日改定)に基づく**施策の実施に関する中期的な計画を、新たに法定計画として定めるもの。**
3. 法改正以降、5か年加速化対策を含む国土強靱化施策の実施状況の評価を国土強靱化推進会議(有識者)の意見も踏まえ実施。
4. これを受け、総理施政方針演説(令和7年1月24日)において、「令和8年度からの「**実施中期計画**」については、施策の評価や資材価格の高騰等を勘案し、**概ね15兆円程度の事業規模で実施中の5か年加速化対策を上回る水準が適切との考えに立ち、本年6月を目途に策定する。**」との方針が示されたところ。
5. その後、国土強靱化実施中期計画の策定方針(令和7年2月14日関係府省庁連絡会議決定)に基づき、関係府省庁と連携して、「**第1次国土強靱化実施中期計画(素案)**」をとりまとめ。
6. 今般の国土強靱化推進本部において示される、**概ねの事業規模を踏まえ、施策内容・KPIの精査を進め、6月を目途に計画を策定する。**



出典：令和7年4月1日国土強靱化推進本部(第22回)資料1

- 能登半島地震における上下水道施設の甚大な被害や、埼玉県八潮市における大規模な道路陥没事故等を踏まえ、国土強靱化実施中期計画(素案)に、上下水道の耐震化や老朽化対策の推進が位置付けられた。

【上下水道の耐震化・老朽化関係 抜粋】

第3章 計画期間内に実施すべき施策

(2) 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化

…(抜粋)… 上下水道、電力、通信等について、地域の実情を踏まえ、維持すべき施設の耐災害性強化・老朽化対策を推進するとともに、自立分散型施設を適切に組み合わせ、持続可能なインフラへと再構築を図る。これにより、ライフラインの機能維持・早期復旧を可能とし、被災地の生活・生業を守る。

【KPI：上下水道施設の耐災害性強化】

上下水道 一体耐震化	給水区域内かつ下水道処理区域内における重要施設(約25,000箇所)のうち、接続する水道・下水道の管路等の両方が耐震化されている重要施設の割合	15%【R5】→ 34%【R12】→ 100%【R36】
水道の 急所耐震化	水道の急所施設である導水管・送水管(約62,000km)の耐震化完了率	43%【R5】→ 59%【R12】→ 100%【R31】
	水道の急所施設である取水施設(約7,600万m ³ /日)の耐震化完了率	46%【R5】→ 67%【R12】→ 100%【R23】
	水道の急所施設である浄水施設(約7,100万m ³ /日)の耐震化完了率	43%【R5】→ 76%【R12】→ 100%【R17】
	水道の急所施設である配水池(約4,000万m ³)の耐震化完了率	67%【R5】→ 84%【R12】→ 100%【R18】
下水道の 急所耐震化	下水道の急所施設である下水道管路(約8,400km)の耐震化完了率	72%【R5】→ 82%【R12】→ 100%【R25】
	下水道の急所施設である下水処理場(約1,700箇所)の耐震化完了率	48%【R5】→ 62%【R12】→ 100%【R32】
	下水道の急所施設であるポンプ場(約900箇所)の耐震化完了率	46%【R5】→ 65%【R12】→ 100%【R25】

【KPI：上下水道施設の戦略的維持管理・更新】

- 点検により、更新等が必要となった水管橋(補剛形式: 約760箇所)の対策完了率

0%【R3】→ 100%【R12】

※「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」等の議論を踏まえ、今後検討

PFOS及びPFOAは、水道においては令和2年度に水質管理目標設定項目に位置づけられており、暫定目標値として50ng/L（PFOS及びPFOAの合算値）が設定。



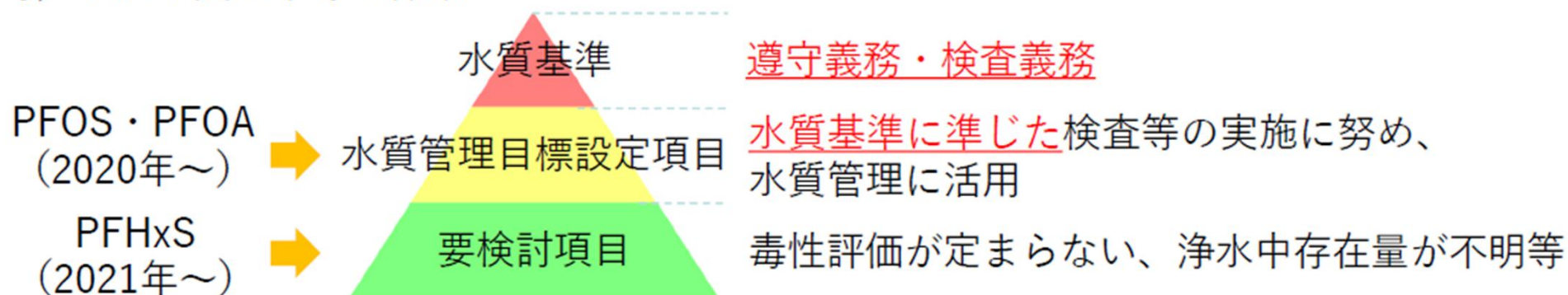
- 内閣府食品安全委員会の評価結果（令和6年6月）等を踏まえ、令和6年7月に、水道水におけるPFOS及びPFOAの目標値等の見直しについて、専門家による議論を開始。
- 「水道水におけるPFOS及びPFOAの検出状況に関する全国調査」の結果等を踏まえて検討を進め、令和7年4月25日に中央環境審議会水道水質・衛生管理小委員会において方針案を議論し、了承を得た。

＜方針案の主な内容＞

- ・ 水質基準への引き上げ、基準値はPFOS及びPFOA合算で50ng/L
- ・ 水道事業者等の基準順守に向けた対応等を考慮し、令和8年4月1日に施行

- 今春を目途に、水道水質基準への引き上げ等に関する方向性を取りまとめる 予定。

（参考）水道水質基準等の体系



- これまで PFOS 及び PFOA の水質検査を行っていない水道事業者等に対して、水質検査を確実に実施し、濃度の把握を行うとともに、50ng/L を超過してる場合は、適切な対応を図るよう要請。
- 環境省において方向性が取りまとめられる 5 月頃にフォローアップ調査を実施予定。
- 特に検査の実施率が低い、簡易水道事業や専用水道において、今年度中に水質検査を実施することで、検査回数が軽減されることから、水質検査の実施を促す。

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 6 日

各 都道府県
各 市
各 特別区
各 国土交通大臣官庁
各 水道事業者
各 簡易水道事業者
各 簡易水道の設置者

国土交通省水質・国土保全局水質課
環境省水・大気環境局環境管理課

PFOS 及び PFOA の水質検査の実施について

水道行政の推進につきましては、皆様から御協力をお願い申し上げます。

環境省においては、令和 6 年 12 月 24 日（水）に令和 6 年度第 2 回水質基準改正検討会を開催し、水道水における PFOS 及び PFOA の取扱いの改正方針を議論し、現行の水質管理目標設定項目から水質基準項目に見直しすること、基準値を現在の暫定目標値と同様、安全値として 50ng/L とすることを示しました。この方針案を踏まえ、環境省では、今後、基準化に向けて検討・手続きを進めていく予定です。

一方、国土交通省及び関係機関は「水道における PFOS 及び PFOA に関する調査」では、令和 6 年 9 月末時点で PFOS 及び PFOA に係る水質検査を実施していない水道事業者、水道料水供給事業者及び簡易水道の設置者も一定数存在していることを確認しています。

つきましては、このような状況を踏まえ、これまで PFOS 及び PFOA の水質検査を行っていない水道事業者、水道料水供給事業者及び簡易水道の設置者におかれましては、可能な限り速に水に由来する水質検査を実施し、濃度の把握に努めていただくようお願いいたします。

各都道府県においては、管内の都道府県知事認可の水道事業者、水道料水供給事業者及び簡易水道設置者に対し、上記内容について周知いただきますようお願いいたします。

【参考】
○令和 6 年度 第 2 回水質基準改正検討会
https://www.env.go.jp/press/press.php?category=3&file=000013120_00009.html
○水道事業者等によるこれまでの PFOS 及び PFOA 20 事例について（令和 6 年 11 月 20 日）
<https://www.wll.go.jp/wll/infocenter/infocenter.php?content=001045006.pdf>

「PFOS及びPFOAの水質検査の実施について」
(令和7年1月6日 事務連絡)

事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 14 日

各 都道府県
各 市
各 特別区
各 国土交通大臣官庁
各 水道事業者
各 簡易水道事業者
各 簡易水道の設置者

国土交通省水質・国土保全局水質課
環境省水・大気環境局環境管理課

PFOS 及び PFOA の水質検査の実施の徹底について

水道行政の推進につきましては、皆様から御協力をお願い申し上げます。

環境省においては、令和 7 年 2 月 9 日に中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水質水質・簡易水道部会を開催し、水道水における PFOS 及び PFOA の取扱いの改正方針案を議論し、現行の水質管理目標設定項目から水質基準項目に見直しこと、基準値を現在の暫定目標値と同様の安全値として 50ng/L とすることを、同委員会ですまされた。環境省では、今後、基準化に向けて作業を進め、令和 8 年 4 月 1 日に施行する予定です。

このような状況を踏まえ、安全な水の安定供給のため、水道事業者、水道料水供給事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）において、水道水中の PFOS 及び PFOA の検査を実施することにより、その濃度をあらかじめ把握した上で、その結果に応じて必要な対応を行い、円滑な施行に向けて対応を講ずることが望まれます。

つきましては、これまで PFOS 及び PFOA の水質検査を行っていない水道事業者等におかれましては、水道水に由来する水質検査を実施し、濃度の把握を行うとともに、50ng/L を超過していることと確認された場合は、「水道事業者等」によるこれまでの PFOS 及び PFOA 対応事例について（令和 6 年 11 月 20 日）を参考に、適切な対応を図っていただくようお願いいたします。

各都道府県においては、管内の都道府県知事認可の水道事業者等に対し、上記内容について周知いただきますようお願いいたします。

【参考】
○中央環境審議会水環境・土壌農薬部会水質水質・簡易水道部会（第 1 回）
<https://www.env.go.jp/press/press.php?category=3&file=00004.html>

「PFOS及びPFOAの水質検査の実施の徹底について」
(令和7年4月14日 事務連絡)

①水質検査の実施の徹底

浮昨年度、国土交通省及び環境省が実施した「水道における**PFOS及びPFOA**に関する調査」では、令和6年9月末時点で**PFOS及びPFOA**に係る水質検査を実施していない水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者が一定数存在していました。

浮そのため、令和7年1月6日に、国土交通省及び環境省が連名で発出した事務連絡「**PFOS及びPFOA**の水質検査の実施について」において、これまで**PFOS及びPFOA**の水質検査を行っていない水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者におかれましては、可能な限り給水される水に係る水質検査を実施し、濃度の把握に努めていただくようお願いさせて頂いたところです。

浮また、令和7年4月14日に、国土交通省及び環境省が連名で発出した事務連絡「**PFOS及びPFOA**の水質検査の実施の徹底について」において、令和8年4月1日からの円滑な施行に向けて、水質検査を確実に実施し、適切な対応を図って頂くよう、改めて連絡させて頂きました。

浮新規に井戸掘削や活性炭処理施設が必要など、対応方法によっては、数ヶ月要するなど、長い期間を要するため、早めに水質検査を実施し、**50ng/L**を超過することが確認された場合は、適切な対応を図れるようお願いします。

②使用済活性炭の適切な取扱い

浮 令和 7 年 3 月 26 日に、環境省が「PFOS等を含む水の処理に用いた使用済活性炭の適切な保管等について」を発出し、暫定目標値を超過する濃度の水処理に用いた使用済活性炭の適切な取扱いに関して留意すべき点等について整理

①使用済活性炭の適切な保管

- ・使用済活性炭を長期間保管する場合には、雨水等が当たらないよう保管 など

②使用済活性炭の適正処理

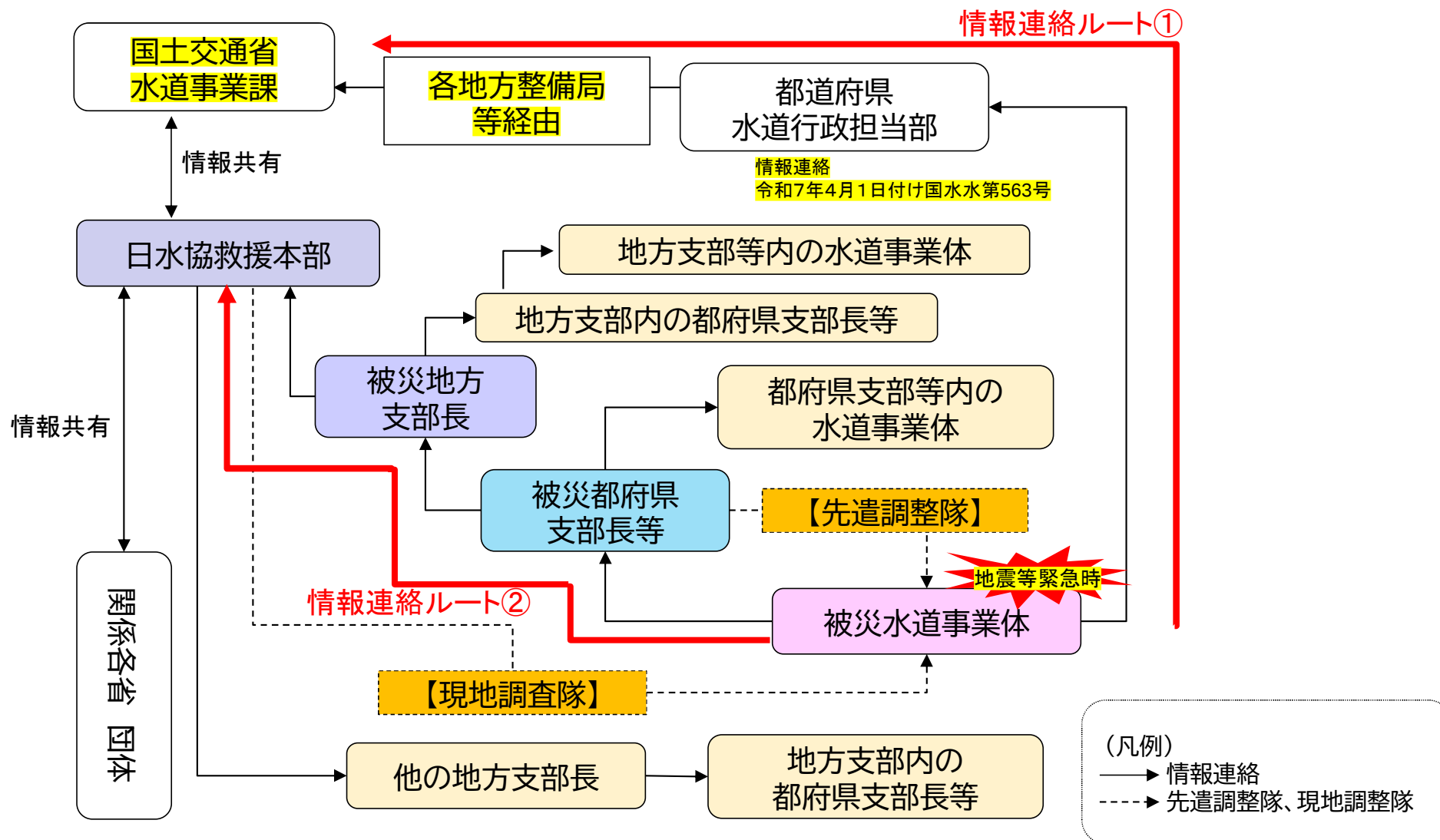
- ・排出事業者から廃棄物処理業者に対して含有情報を適切に提供
- ・「PFOS及びPFOA含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」（環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課、令和 4 年 9 月）を参考に分解処理
- ・使用済み活性炭の濃度が 5 $\mu\text{g}/\text{kg-dry}$ 以下 のものは、技術的留意事項の対象外※

※廃棄物処理法ほか関係法令を遵守の上、適正に処理

③使用済活性炭の再生

- ・再生事業者には含有情報を伝え、当該再生事業者において受入可能か確認
- ・排水又は排ガス中の PFOS 等の濃度を測定し、確実に分解処理されているかを
確認（技術的留意事項を参考）

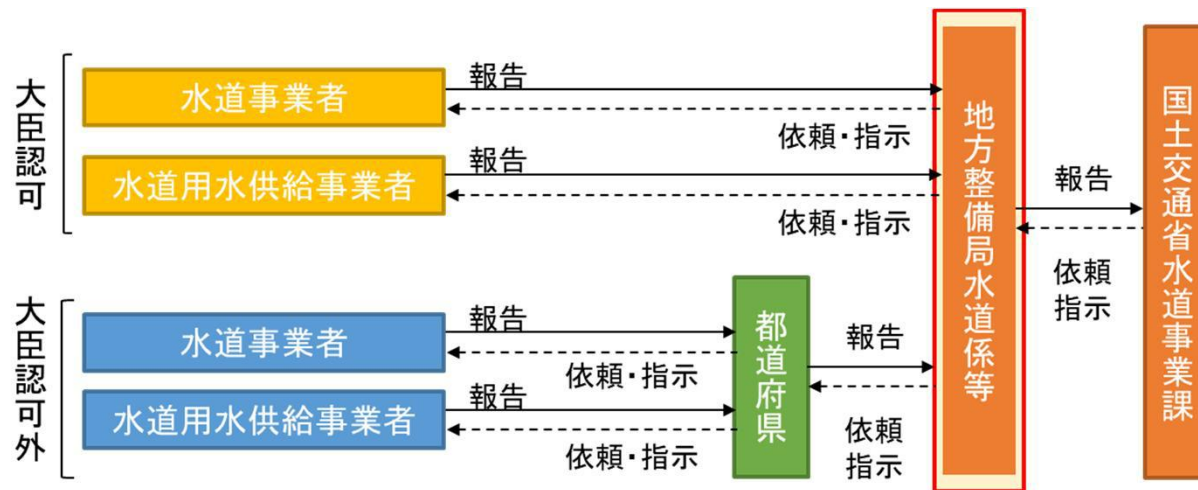
「地震等緊急時対応の手引き」(日本水道協会)



■道路陥没等の事故により、上下水道事業について世間の関心が高まっている

- ・ 2月12日付けの事務連絡にて、情報提供依頼における【情報提供をお願いしたいケース】に
報道等で取扱われた場合及び**報道機関等に情報提供した場合**が追加

■事故等に関する情報提供依頼(R6～) ※自然災害等は別フローを参照



- ・【情報提供をお願いしたいケース】に今後移行する可能性が見込まれる場合
- ・報道機関等からの問合せ対応を行った場合
- ・SNS等をはじめとした情報発信ツールへの掲載を確認した場合

概ね30分以内を目処に【速報(メール+TEL)】

○参考通知(令和6年4月3日付け国水水第1号)

健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について

<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001744328.pdf>

■訓練への参加について

- ・ 協定等に基づき実施される防災訓練について、今年度、近畿地整水道担当は2件の情報連絡訓練へ参加
- ・ 今後も、府県及び国(地方整備局)を含めた訓練計画をご検討願います

近畿地方整備局に対する情報連絡について

健康に影響を及ぼす（おそれのある）水質事故の発生が確認された場合の情報提供依頼



趣 旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

① 国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法



国による応援組織の例（国土交通省TEC-FORCE）

② 被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実 ★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設 ★災害対策基本法、災害救助法

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

③ インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。
また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法 3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法



水道の復旧（被災した浄水場）

施行期日：公布の日 及び 公布から起算して3月以内に政令で定める日（夏の出水期前の施行）

- 日本下水道事業団が、被災した水道施設（浄水場等の基幹施設）の修繕や復旧工事を行うことができることとする。*日本下水道事業団は、地方公共団体の委託を受けて下水道施設の建設等を行う地方共同法人。
- 水道事業者は、災害時の水道（配水管）の調査・復旧のため緊急の必要があるときは、住民等の土地に入り、止水栓を閉めることができることとする。

【背景】 能登半島地震において、水道は、**浄水場等の基幹施設や管路が甚大な被害**を受け、**広範囲かつ長期の断水**が発生。
 →**基幹施設の修繕や復旧に関する技術力を有する団体の活用**や、**迅速な管路復旧の支障を除く措置**が必要。

●日本下水道事業団法の特例

水道施設の修繕・復旧工事に関する協定を締結

水道事業者等（地方公共団体）



日本下水道事業団

※電気・機械、土木等の高度な技術力を活用

災害発生（水道施設が被災）

※能登半島地震の事例



浄水場沈澱池の躯体ひび割れ



浄水場取水口の損傷

水道事業者等の委託に基づき、事業団が発生直後の修繕、更には本格的な復旧工事まで実施可能に

●災害時の給水装置の操作

配水管の漏水調査・復旧工事に前に
止水栓を閉める必要
（通水した際の宅内等での漏水を防ぐため）

住民等が不在でも、職員が宅地に入り
止水栓を閉めることが可能に

